

令和8年5月28日  
教育庁総務企画部総務課長 武村 知己  
(担当) 課長補佐 國府田 (029-301-5116 (内 5115))

## 懲戒処分の修正等に伴う給与差額の支払遅延について

人事委員会裁決及び裁判所判決により、教育委員会が行った給与の減額を伴う懲戒処分が修正又は取消となった公立学校教職員2名に対して、修正等に伴い生じる給与差額が未払となっていたことが判明しました。

また、給与差額を遡及して支払うことに伴う遅延損害金が発生しています。

県では、これまで当該2名の職員に対して、対応が遅れたことに関する謝罪を行うとともに、給与差額の支払を完了し、遅延損害金については5月29日(金)に支払予定です。

### 1 事案の概要

(1) 対象者 公立学校教職員2名

(2) 給与差額及び遅延損害金

対 象		給与差額	遅延損害金	計
公立学校教職員	A	175,719円	50,193円	225,912円
	B	503,237円	123,466円	626,703円
計		678,956円	173,659円	852,615円

(3) 支払日

- ア 給与差額 令和8年5月21日(木)  
イ 遅延損害金 令和8年5月29日(金) 予定

### 2 これまでの経過

- 令和8年4月上旬に関係者からの指摘を受け、担当者が確認を行ったところ、指摘事案を含む2件の給与差額未払が判明。
- 支払の判明後、速やかに給与差額の算定及び支払のための手続を実施。
- 当該2名の職員に対し、対応の遅れについて謝罪を行うとともに、給与差額の支払を完了。

### 3 対応が遅れた理由

- 懲戒処分の修正等があった際、担当者は給与差額の支払手続の必要性を認識していたものの、他業務対応により処理を後回しにしてしまった。
- 事務手続が担当者任せになっており、組織的な進行管理が出来ていなかった。

### 4 再発防止策

今後同様の事案の発生を防止するため、関係課間における情報共有・連携体制を改めて確認するとともに、組織内における進行管理体制の徹底を図る。